



NEWS 議会通信

第7回臨時会は、11月22日に開会し、町職員の給与と条例や緑清荘条例の改正、平成17年度補正予算など10議案を原案どおり可決し、28日に閉会しました。

11 / 17 ~ 19
常任委員会道内所管事務調査（えりも町議会議場）

要 望

清里町の指定管理者制度に係る要望

産業福祉常任委員会に付託されていた「清里町の指定管理者制度に係る要望」提出者、清里町商工会長 多田一信は、委員会の審査報告どおり『趣旨採択』となりました。

要望の要旨

指定管理者制度導入に当たっては、地元商工業者並びに現在の施設委託業者に対して配慮いただきたい。また、導入時期や該当施設、受託内容等について、早期の情報提供をお願いしたい。委員会の意見
指定管理者制度導入の目的を踏まえ、議会の意思を尊重しつつ、要望の趣旨に最大限応えるよう努力されたい。

条 例

緑清荘条例の一部を改正する条例

清里町パスタランド温泉施設設置条例の一部を改正する条例

る条例

緑清荘、パスタランド温泉施設の管理運営を指定管理者に行わせることができるようにするための改正と、使用料の改正が主なもので、平成18年4月1日から入湯料は大人1回券が380円、回数券が3千800円になります。

緑温泉条例の一部を改正する条例

使用料の改正で、平成18年4月1日から入湯料は大人1回券が380円、回数券が3千800円。

清里町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例の制定

道路橋梁及び河川の維持管理に係る条例の制定で、維持管理を指定管理者に行わせることができるようにするものです。

その他の可決された条例

・清里町議会議員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

・清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

・町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

3 条例とも平成17年度の人事院勧告に伴うもので、期末手当の支給率の改正が主な内容。

平成17年度補正予算

一般会計（第5号）

今回の補正は、人事院勧告に伴う給与等の改定及び4月の人事異動等に伴う人件費の調整が主なもので、2千543万5千円減額し、総額を48億2千748万3千

計（第1号）

今回の補正は、一般会計と同じく人事院勧告に伴う給与等の改正及び人事異動に伴うもので、695万円減額し、総額を1億4千487万9千円としました。

円としました。

農業集落排水事業特別会計

第8回清里町議会定例会・常任委員会のお知らせ

●●● 傍聴をお待ちしています ●●●

第8回定例会

期日 12月14日（水）～
時間 午前9時30分～
場所 役場3階議事堂

事前の申込みは必要ありません。傍聴を希望される方は、傍聴人個票に住所、氏名を記入し、傍聴人用スリッパに履き替えて傍聴席にお入りください。

常任委員会

総務文教常任委員会

期日 12月5日（月）
時間 午前9時30分～
場所 役場3階各種委員会室

産業福祉常任委員会

期日 12月6日（火）
時間 午前9時30分～
場所 役場3階各種委員会室

3月から委員会を本会議と同じように一般公開しています。委員会では、案件をあらゆる角度・観点から審議しています。ぜひ、傍聴にお越しください。



清里小学校6年生